

東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第二十九号）新旧対照表（抄）

改正案		現行	
<p>二 東京都一級緑のボランティア指導者（自然観察・体験活動）</p>	<p>東京都一級緑のボランティア指導者の認定証の交付を受けている者であつて、知事が行う緑のボランティア指導者等育成講座専門講習（自然観察・体験活動コース）を修了し、かつ、修了試験に合格した者のうち、活動経験が三年以上である者</p>	<p>三 東京都上級自然観察・体験活動指導者</p>	<p>東京都中級自然観察・体験活動指導者の認定証の交付を受けている者であつて、知事が行う上級自然観察・体験活動指導者認定講習を修了し、かつ、都内での活動経験が五年以上であること。</p>
<p>一 東京都二級緑のボランティア指導者</p>	<p>都内での自発的な自然観察、緑化推進、緑地保全等の自然の保護と回復に関する活動の経験（以下「活動経験」という。）が一年以上である者のうち、知事が行う緑のボランティア指導者等育成講座基礎講習を修了し、かつ、修了試験に合格した者</p>	<p>二 東京都中級自然観察・体験活動指導者</p>	<p>東京都初級自然観察・体験活動指導者の認定講習を修了し、かつ、都内での活動経験が一年以上であること。</p>
<p>区分</p>	<p>認定要件</p>	<p>区分</p>	<p>認定要件</p>

第一条及び第二条（現行のとおり）  
（講習の実施）

第三条 知事は、条例第九条第一項に規定する指導者の育成に資するため、別に定めるところにより、自然観察活動、緑地保全活動等に関する講習及び当該講習に係る修了試験を行うものとする。

第四条から第六十九条まで（現行のとおり）  
別表第一 指導者の認定区分（第四条関係）

第一条及び第二条（略）  
（講習の実施）

第三条 知事は、条例第九条第一項に規定する指導者の育成に資するため、別に定めるところにより、自然観察活動、緑地保全活動等に関する講習を行うものとする。

第四条から第六十九条まで（現行のとおり）  
別表第一 指導者の認定区分（第四条関係）

<p>三 東京都一級緑のボランティア指導者（緑地保全活動）</p>	<p>東京都二級緑のボランティア指導者の認定証の交付を受けている者であつて、知事が行う緑のボランティア指導者等育成講座専門講習（緑地保全活動コース）を修了し、かつ、修了試験に合格した者のうち、活動経験が三年以上である者</p>
-----------------------------------	---

別表第二から別表第五まで（現行のとおり）

<p>四 東京都初級緑地保全活動指導者</p>	<p>知事が行う初級緑地保全活動指導者認定講習を修了し、又は知事が同等と認める講習会を終了し、かつ、都内での活動経験が一年以上であること。</p>
<p>五 東京都中級緑地保全活動指導者</p>	<p>東京都初級緑地保全活動指導者の認定証の交付を受けている者であつて、知事が行う中級緑地保全活動指導者認定講習を修了し、かつ、都内での活動経験が三年以上であること。</p>
<p>六 東京都上級緑地保全活動指導者</p>	<p>東京都中級緑地保全活動指導者の認定証の交付を受けている者であつて、知事が行う上級緑地保全活動指導者認定講習を修了し、かつ、都内での活動経験が五年以上であること。</p>

別表第二から別表第五まで（略）

第二号様式から第二十五号様式まで  
(現行のとおり)

別記

第1号様式(第4条関係)

		認定第 _____ 号
東京都	級	認定証
		( 氏 名 )
あなたを東京都	級	として認定します。
年	月	日
	東京都知事	印

(日本工業規格A列4番)

第二号様式から第二十五号様式まで  
(略)

第1号様式(第4条関係)

		級認定第 _____ 号
東京都	級	指導者認定証
		( 氏 名 )
あなたを東京都	級	指導者として認定します。
年	月	日
	東京都知事	印

(日本工業規格A列4番)